

東京理化学器械株式会社

取材：2022年12月

中国での模倣品流通などの経験から
意匠権などの知財の重要性を再確認

濃縮装置、冷却水循環装置、凍結乾燥機、合成装置など、さまざまな分野の研究者たちの多種多様なあらゆるニーズに応える品質の高い製品を世に送り出してきた研究支援機器メーカー。海外でも高く評価されて、中国やシンガポールにも拠点をもち、「創造的開発型企業」をモットーに、研究・生産現場のイノベーションの一翼を担い続ける「明日を拓く目」である。

主な権利

2019年：中国特許 第104976102B号
2016年：中国意匠 第303552751S号
2016年：中国意匠 第303566500S号
2021年：中国意匠 第306605383S号
2020年：中国著作 2020-L-01058877

会社概要

所在地：東京都文京区小石川1-15-17
TN小石川ビル6F
電話：03-6757-3377
URL：https://ssl.eyela.co.jp
業種：理化学機器の開発・製造・販売など
設立：1955年（昭和30年）資本金：1億円



執行役員 技術管理部 部長：小澤 和弘さん（左）
技術管理部 技術管理課 課長：大野 満さん（右）

OEMかと思われるほどの
模倣品が中国で見つかる

この国の、そして世界のさまざまな研究に不可欠な機器を提供し続けているのが、東京理化学器械株式会社だ。濃縮や蒸留などに使われるエバポレーターをはじめ、温度管理を行うチラーなど、多くの製品を開発している。明日を拓く目(EYE)で、研究支援機器を研究シーン(LABORATORY)に届けていることから、EYELAというブランドで親しまれている。

そんな同社はこれまでに製品を模倣されたことも多く、その対応にはずいぶん苦慮してきた。小澤執行役員はこう語る。「当社は中国での事業展開が大きく伸び、中国にも工場と販売会社を持っていますが、ある日販売会社の人から『市場でほとんど同じ他社製品を見かけたけれど、OEMですか?』という問い合わせがありました。そのような事実はないので調べたところ、当社とほとんど同じというか、デザインも型式も同じでロゴマークだけ違う模倣品が出回っていたんです。ロー

タリーエバポレーターという濃縮装置でしたが、当時はその製品の中国での意匠権を取得していなかったため、逆に模倣会社に意匠権を取られてしまっていて、法的な措置も何もできずに泣き寝入りで終わってしまったのです」

知財や営業秘密などについて
知見を深めることが大切

5年ほど前にはまた新たな問題が生じる。「当社の開発部門にいた人が競合他社に転職し、そこからうちの社員の引き抜きを始めるようになって、数人が移籍してしまったんです。お相手の会社さんにもお話しはしたのですが、それを止めることはできませんでした。当社のメイン製品と類似の製品を開発される恐れもあり、知的財産権や営業秘密、不正競争防止法についてもっと知見を深めなければいけないと感じました」と小澤氏。

そうした苦い経験もあって、どうにか対処できないかと飛び込んだ先が、知財センターだった。

取扱説明書の著作権を
登録するなどの戦略で対応

数々の経験を活かし、その後中国では主に意匠権を取得するようになった。また、知財センターへの相談も随時行うようになる。すると、中国の別のメーカーから最新のロータリーエバポレーターの模倣品が出回る事態が生じた。「この時は模倣品を購入して調べたところ、取扱説明書までコピーされていたことにとっても驚きましたね。ただし、いくら外観を真似しても肝心の部分までは真似できていなかったため、性能や品質的にかなり劣るものでした」と小澤氏。

「そこで、知財センターのアドバイスもあり、取扱説明書の著作権を登録することになりました。また、中国で意匠は登録していたので、知財センターを通じて知った中国の弁護士から警告書を出しました。さらに中国の調査会社に依頼して、現場の証拠を押さえたりもしました」と語る。

そうした数々の努力はしたものの、事



チラーと呼ばれる、研究と生産現場での温度管理に必要な冷却水循環装置。幅広いラインナップを揃え、確かな信頼を得ている。

ロータリーエバポレーターと呼ばれる濃縮装置は、同社の主力製品。1965年に国内で初めて製品化して以来、化学・食品・製薬分野などのマザーツールとして先端研究に貢献している。



フリーズライヤーと呼ばれる凍結乾燥機。医薬品、サプリメント、保存食品などの研究・生産に大きく貢献している。



5連式の有機合成装置。多彩な液相応用研究を迅速かつ効率的に行うことができる。

は難航した。「相手側の商品を公証購入し証拠として提出できればよかったです。公証購入ができなかったのです。それでも先方が模倣品をホームページやECサイトに掲載しているなどの証拠から、相手側もやっと販売を認めて調停が成立し、侵害行為の中止、和解金の支払い、製品・専用設備・金型などの廃棄、謝罪文のホームページへの掲載などを勝ち得ることもできました」

知財を「見える化」して
今後の事業戦略に活かす

知的財産権の取得が重要だと痛感したこともあり、知財センターから3年間のニッチトップ育成支援を受けた。小澤氏は「情報検索について学び、社内の知財体制の整備も行いました。当社が保有している知的財産権に関しては分かりやすくまとめて、開発メンバーが閲覧できるようにしています。また、簡単なパテントマップのようなものを作成し、競合他社も含めた年度ごとの分析も行ってい

す。その会社がどの辺の領域に力を入れているかを『見える化』し、事業戦略に活かすことができます」と胸を張って語る。開発プロセスの中に知財の事前調査も組み込んで、どんな知財の可能性があるか、他社の知財に抵触していないかなどのチェックもできるようになったという。

社員から質問が出るなど
知財への意識が大きく向上

長年にわたって知財を管理してきた技術管理課の大野課長はこう語る。「ニッチトップ育成支援では、私たちの仕事に身近な内容を考慮してテキストも作成してもらったので、理解も深まりました。また、社員からどんどん質問が出るようになり、それに対して必ず丁寧に答えても

らったのも良かったと思います」

今後は社内の情報管理規程の内容を見直すなど、さらなる取り組みを推進する予定だ。小澤氏は「国によって知財戦略を変える必要はありますし、日本では特許の取得が有効でも、中国では公開された内容を真似される危険性があります。ただ、中国では形を模倣されるケースが多いですから、意匠権を取ることはとても重要になりますね。これからはインドでの販売活動を広く展開するために商標権登録を進めたり、中国のメンバーに営業秘密などに関する教育を実施したいです」と語った。

「誠実と和」を大切にしている同社の、その誠実な姿勢と和の心が、模倣品を送り出すような会社の背筋を正し、世界のベースになることを願いたい。

知財
センター
から

出願すべきかノウハウとして秘匿すべきかを判断

ニッチトップ育成支援後、特に中国における知財を活用した模倣品対策の実践につなげられたことに成果が表れていると感じます。例えば普段の製品の改良において、この改良の特徴は出願すべきものか、ノウハウとして秘匿すべきものか、現在の出願で保護されているかなどを、社内で議論できる土壌はできたと感じます。担当：山下アドバイザー